

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
**特別徴収**

事由	退職
記入例番号	4
ケース	6月から12月末の間に退職。本人から翌年5月までの未徴収税額一括徴収希望あり。
異動後の未徴収税額の徴収	一括徴収

所在地	〒×××××××× 東京都豊島区池袋1-1-1	宛名番号	001
フリガナ	カブシキガイシャ マルバツ	職名	課 人事労務係
氏名又は名称	株式会社 O×商事	徴収者	花子
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	内線	× - ×××× - ××××
受給者番号	123-456	異動後の未徴収税額の徴収方法	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日現在の住所	東京都豊島区南池袋2丁目45番1号	特別徴収税額 (年税額)	140,000円
異動後の住所	□□県○○市△△1-1-1	(イ) 徴収済額	35,600円
生 日	昭和50年 1月 1日	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	104,400円
退職日	××年 8月 31日	退職事由	1 退職 (長欠・死亡・退職)

給与支払報告書に記載した事業所内で従業員のかたを管理・特定するための番号を記入。特にない場合は空欄。

退職後に出国 (帰国) される場合は、給与から差し引けなくなる未徴収税額を可能な限り一括徴収してください。

課税された年度の1月1日時点での住所地で課税されるため、その住所を記入。転居しても、5月分までの1年分を1月1日の住所地に納めます。

一括で徴収した税額を納入する月を記入。  
 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が義務付けられています。(ただし、給与や退職金が少なく控除できない場合は、普通徴収に切替)

理由	1 異動が令和××年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	9月20日	徴収予定額 (ウ) と同額	104,000円	左記の一括徴収した税額は、 9月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
----	---	--------	-------	---------------	----------	---

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分)  
 ↑  
 普通徴収税額

※市町村記入欄

式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)